

2018年（平成30年）10月18日

神奈川県警察本部長殿  
神奈川県戸塚警察署長殿

神奈川県弁護士会  
会長 芳野直子

## 警 告 書

当会は、申立人 X 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿らに対し、下記のとおり警告いたします。

### 警告の趣旨

神奈川県戸塚警察署留置施設において、警察官らが、申立人に対し、2017年7月16日正当な理由なく不当に両手首、両膝、両足首を捕縄で拘束して、膝部打撲傷、手関節部打撲傷を負わせたこと及びその4日後の同月20日まで申立人に対し、医師による治療を受けさせなかったことは、申立人の人権を著しく侵害したものである。したがって、今後は、正当性のない捕縄による不当な拘束、被留置者の身体を損傷するような捕縄による拘束を行わないよう、また被留置者が受傷した場合には、迅速に医師による治療を受けさせるよう警告する。

### 警告の理由

別紙調査報告書のとおり

以 上

2017年第10号 X 氏申立事件

2018年10月18日

## 調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 芳野直子 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 本田正男

申立人 X 氏の戸塚警察署に対する人権救済申立事件（2017年第10号）について、以下のとおり調査結果をご報告いたします。

### 第1 処遇意見

神奈川県戸塚警察署留置施設において、警察官らが、申立人に対し、2017年7月16日両手首、両膝、両足首を捕縄で拘束して、膝部打撲傷、手関節打撲傷を負わせたこと、及び、その4日後まで医師による治療を受けさせなかったことは、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後は、正当性のない捕縄による拘束、被留置者の身体を損傷するような捕縄による拘束を行わないよう、また被留置者が受傷した場合には、迅速に医師による治療を受けさせるよう警告する。

### 第2 申立の概要

申立人は、2017年7月16日、戸塚警察署留置施設内において、①戸塚警察署の警察官らに捕縄で拘束を受けて膝部打撲傷、手関節部打撲傷を負ったこと、②申立人が戸塚警察署の警察官らに対し、医師による治療を受けさせてもらえるよう求めても迅速な対応がなされ

ず、同月20日になるまで受診させてもらえなかったことについて、人権救済を申し立てた。

### 第3 当事者の主張

#### 1 申立人の主張

- (1) 申立人は、以前にも警察署留置施設内に留置されたことがあるが、その際には、私語の規制はさほど厳格なものではなく、私語を一切禁止するまでの規制はされていなかった。しかし、今回留置された戸塚警察署留置施設では、私語を禁止された。

申立人は、以前との違いに疑問を抱き、2017年7月16日、単独室の中から、室外にいた警部補（留置責任者かつ係長で10番班長）に、私語禁止の理由を尋ねた。すると、警部補は、「猫をレンジで温めるような話だ。いちいち、猫をレンジで温めてはいけないとは書いていないだろう。」と述べて理由の説明を拒否し、その場から立ち去ろうとした。

- (2) 申立人は警部補の態度に納得できず、手にした書き損じの便箋1枚で、自身のいた単独室内部の壁を叩いた。このとき、申立人は、単独室内におり、他の留置者は、単独室を隔てた場所にいるため、他人に危害を加えるような状態ではなかった。また、上記警部補も単独室の外の通路におり、立ち去ろうとしていたため、危害を加えられるおそれはなかった。

しかし、警部補は、ブザーを押して他の警察署員を呼ぶとともに、「逆らうのか!」、「縛れ!」と言って、申立人を捕縄で拘束するよう指示した。この指示を受けて、申立人の単独室に、7、8人の警察官が入り込んできて、申立人に目隠しをした上で、両手首、両膝、両足首の3か所を縛り上げた。この間、申立人は暴れることはなかった。申立人の隣の単独室からは、「そんなことで縛るのか!」との抗議の声があった。

その後、縛られたままの申立人が、「トイレに行きたい。このまま

小便垂れ流しなんですか。」「反省しました。堪忍してください。」  
と言って捕縄をはずしてもらおうよう懇願したところ、かなり長い時間（本人の感覚では約1時間くらい）拘束され続けた後、ようやく捕縄が解かれた。

(3) 申立人が縛られていた箇所を見ると、特に右手首が赤く腫れ上がっていた。申立人は、このときの証拠を残すため、30歳くらいの2番巡査長に、赤く腫れ上がった右手首の写真をデジタルカメラで撮影させ、その写真データを消去したら隠蔽にあたることを警告し、必ず、写真を保管しておくように求めた。また、申立人は、当時の刑事事件の第1審の弁護人に依頼して警察へ抗議してもらった。同弁護人は、紙で壁を叩くことのどこに器物損壊、自傷他害のおそれがあるのか、と口頭で申し入れた。

(4) 申立人は、医師による治療を受けさせてもらえるよう求めたが、迅速に対応してもらえず、受傷から4日後の2017年7月20日になって、ようやく、戸塚共立第1病院を受診することができた。

同日に申立人を問診、触診した医師は、「ひどいね、まだこんな状態か。」とコメントしていた。申立人の右手首の腫れは、約2週間残った。

## 2 神奈川県警（以下「相手方」という。）の主張

(1) 警察署留置施設内における私語禁止の運用に変更はない。

申立人が警部補に私語禁止の理由の説明を求めた事実はない。

申立人と警部補との間で、「私語禁止」、「お前に説明する必要などない。」「猫をレンジで温めるような話だ。いちいち、猫をレンジで温めてはいけないとは書いていないだろう。」、などといった会話がなされた事実はない。

警部補は単独室の外の通路にいて、申立人は単独室の中にいた。

(2) 申立人に対する捕縄使用を決定した人物は回答できない。

申立人に対し、捕縄を使用した理由は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）の要件に該当する事

実が認められたためである。

申立人を捕縄で拘束していた時間は、1時間46分である。

戸塚警察署において、捕縄による拘束時間は、留置主任官が判断し、留置担当官が記録している。

申立人を1時間46分間、捕縄で拘束を続けた理由は、法の要件に該当する状態が継続していたためである。

申立人の両手首、両膝、両足首まで拘束した理由は、法の要件に従い使用する必要性を認めたためである。

申立人を捕縄で拘束した際、集められた警察官の人数は回答できない。

申立人への捕縄使用について、留置担当官による留置業務管理者への捕縄使用の報告はあった。

- (3) 申立人が2番巡査長にカメラで撮影させた、申立人の赤く腫れ上がった右手首の写真は提出できない（回答において、相手方は、写真撮影の事実及び写真の存在自体は否定していない。）。

申立人の第1審の弁護人から抗議をされた事実はない。

申立人の診断書は確認している。

申立人については、必要性及び緊急性の有無を判断し、適正に医師による診療を行っている。

申立人が2017年7月20日に受診したときの診療費については、公費により支出されている。

#### 第4 認定した事実

当事者間で争いのない事実と客観証拠である診断書から、少なくとも、以下の事実が認定できる。

##### 記

- 1 申立人は、2017年7月16日、戸塚警察署留置施設に留置されていた。
- 2 同日の事件発生時、申立人は、自身の単独室の中において、警部補は、

単独室の外の通路にいた。

- 3 警部補は、他の警察署員に指示して、申立人の両手首、両膝、両足首の3か所を縛り上げた。
- 4 申立人は、1時間46分間、捕縄で拘束されていた。
- 5 申立人は、本件捕縄による拘束での受傷について治療を受けるため、2017年7月20日になって初めて、戸塚共立第1病院を受診することができた。
- 6 申立人は、膝部打撲傷、手関節部打撲傷と診断された。受傷日は同月16日、加療7日を要する見込みであるとの診断であった(診断書)。

## 第5 人権侵害の有無・内容についての判断

### 1 捕縄での拘束について(申立の概要①について)

#### (1) 問題点

憲法18条は、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。」と定め、同31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と定めている。これらは、人身の自由についての規定である。

本件人権救済申立事件においては、申立人は、戸塚警察署の留置施設において、捕縄で両手首、両膝、両足首を拘束されている。この拘束が、正当性を欠く(法の要件を充足せずになされた)ものであれば、申立人の人身の自由(憲法18条、31条)が侵害されたことになるため、上記申立人に対する拘束につき正当性が認められるかが問題となる。

#### (2) 判断

##### ア 申立人に対する捕縄での拘束

まず、申立人が2017年7月16日、戸塚警察署留置施設に留置されていた事実、申立人は自身の単独室の中において、警部補は単独室の外にいた事実、警部補が他の警察署員に指示して、申立人の両手首、両膝、両足首の3か所を縛り上げた事実は争いが

なく、事実認定できる。

次に、申立人が1時間46分間、捕縄で拘束されていたことは相手方が回答書において認めている（相手方回答書）。

#### イ 拘束の正当性

留置施設においては、①被留置者が逃走するおそれがある場合、②被留置者が自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがある場合、③留置施設の設備、器具その他の物を損壊するおそれがある場合、に捕縄を使用することができ（法213条1項各号）、かかる要件を満たす場合には、捕縄での拘束に正当性がある。

本件では、申立人は単独室の中に一人いて、警部補が単独室の外にいたという状況にあったのだから、一般的に見て、申立人が警部補その他の者に危害を加えられる状況になかったし、また、自分自身を傷つける状況でもなく、逃亡の虞もないと考えるのが通常であるし、申立人は何も所持していなかったと思われるので、留置施設の設備、器具その他の物を損壊するような状況も認められず、およそ、法213条1項が定める条件を満たす状況でなかったことが伺われる。

そこで、当事件委員会は、相手方に対して、申立人に対し捕縄を使用した理由を具体的事実に基づいて回答すること、申立人を1時間もの間、捕縄で拘束を続けた理由を回答すること、申立人の両手首、両膝、両足首まで拘束した理由を回答すること等を求めて、書面による照会を行った（2018年3月15日付人権救済申立事件に関するお願い）。

しかし、相手方は、申立人に対する捕縄での拘束については、「法の要件に該当する事実が認められたため。」、「法の要件に該当する状態が継続していたため。」、「法の要件に従い使用する必要性を認めたため。」等という結論のみを回答し、具体的な事実や理由等については回答しなかった（相手方回答書）。

よって、神奈川県警の主張する法213条1項に該当する事実

を認定することはできず、警察官らは、合理的理由なしに、申立人の身体を拘束したと言わざるを得ないから、拘束の正当性は認められない。

以上より、申立人に対する捕縄での拘束は、申立人の人身の自由を侵害したものである。

## 2 (拘束の結果としての) 申立人の受傷

まず、警部補が他の警察署員に指示して、申立人の両手首、両膝、両足首の3か所を縛り上げた事実、申立人が医師による治療を受けさせてもらえるよう求めた事実は争いがなく、事実認定できる。

次に、申立人が1時間46分間、捕縄で拘束されていたことは相手方が回答書において認めている(相手方回答書)。

そして、申立人は、2017年7月20日、戸塚共立第1病院を受診した事実、申立人は、膝部打撲傷、手関節部打撲傷、受傷日は同月16日、加療7日を要する見込みであるとの診断がなされた事実は認定できる(診断書)。

逆にいえば、前述のような申立人に対する拘束は、上記のような傷害結果を発生させるような態様と強さの下に行われていると認められる。

## 3 迅速な医療を受ける権利(憲法13条、25条)(申立の概要②について)

### (1) 問題点

憲法13条は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定め、同25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定める(法56条参照)。これらは、捕縄で両手首、両膝、両足首を1時間46分間拘束されて膝部打撲傷、手関節部打撲傷を負った申立人が、医師による治療を迅速に受けさせてもらえるよう求める根拠規定となるものである。



本件人権救済申立事件においては、申立人は、前述の通り、2017年7月16日捕縄で両手首、両膝、両足首を1時間46分間拘束されて膝部打撲傷、手関節部打撲傷を負い、医師による診察と治療を求めていたにもかかわらず、治療を受けさせてもらえたのは受傷から4日後の同月20日であった。このような相手方の対応に合理的理由があるか、このような相手方の対応が申立人の迅速な医療を受ける権利を侵害したかが問題となる。

## (2) 判断

相手方は、受傷から4日後に、申立人に対し医師による治療を受けさせている。このような相手方の対応に合理的理由があるか。

この点、そもそも、受傷の発生原因如何に拘らず、仮に、正当な拘束の結果受傷した場合であっても、受傷している被留置者に対し適切な治療を迅速に受けさせるべきことは当然である。

本件では、申立人は、捕縄での拘束により、2017年7月16日に膝部打撲傷、手関節部打撲傷を受傷した後、医師による治療を受けさせてもらえたのは、受傷4日後の同月20日であった。

事件委員会は、相手方に対して、申立人が医師による診察及び治療を求めていたのに、戸塚警察署が迅速に対応せず、受傷の4日後になるまで受診させなかった理由につき、書面による照会を行った（2018年3月15日付人権救済申立事件に関するお願い）。

しかし、相手方は、「必要性及び緊急性の有無を判断し、適正に医師による診療を行っています。」という結論のみを回答し、どのような事実や理由を踏まえて、かかる結論に至ったのか、一切回答しなかった。この回答において、相手方は、申立人が受傷後医師による診察及び治療を受けさせてもらえるよう求めていた事実については否定していない。

よって、相手方は、ただちに申立人に対し、医師による治療を受けさせるべき義務を怠ったものであり、上記の合理的理由は存しなかったものと判断せざるを得ない。

加えて、本件で申立人が受傷して医師による治療を受ける必要を生じたのは、前述のとおり、相手方の申立人に対する捕縄での拘束という違法な人権侵害行為に起因しているのであるから、傷害を負った申立人の求めに応じて直ちに医師の診察及び治療を受けさせるべき相手方の義務は一層強いというべきでありこれを怠った相手方の対応にはさらなる合理性の欠如が認められる。

以上より、相手方の対応は、申立人の迅速な医療を受ける権利を内容とする人権を侵害したものである。

## 第6 相当とする措置及び結論

以上より、法の要件を全く満たさないにもかかわらず、捕縄で拘束した点において、相手方による申立人の人身の自由（憲法18条、31条）が侵害されたと認められる。しかも、本件では、そもそも捕縄を使用するための法律の要件を充足していないにもかかわらず、「両手首、両膝、両足首」と、身体の3か所もの部位を拘束した上、かかる違法な拘束を「1時間46分」もの長時間にわたり継続したという点に加え、捕縄によって「加療7日間の膝部打撲傷、手関節部打撲傷」という傷害が残るほどきつく縛り上げたという拘束の態様は極めて悪質である。

また、相手方は、自ら、上記違法な人権侵害行為を行って申立人を受傷させながら、申立人の求めに応じず、受傷4日後になるまで申立人に医師による診察及び治療を受けさせていない。こうした相手方の対応には合理的理由が認められないため、相手方による申立人の迅速な医療を受ける権利が侵害されたものと判断する。

加えて、当会からの照会に対し相手方が申立人にかかる事実を明らかにしようとしないうる不誠実な態度をあわせて考慮すると、相手方の遵法意識には相当問題があると言わざるを得ない。

したがって、再度同様の人権侵害が繰り返されることのないように、

申立人の申立①及び申立②について、今後は、正当性のない捕縄による拘束、被留置者の身体を損傷するような捕縄による拘束を行わないよう、また被留置者が受傷した場合には、迅速に医師による治療を受けさせるよう警告するのが相当であると思料する。

以 上